



発行 東京都

目次

○建築基準法による一団地の区域……………

……………(都市整備局市街地建築部建築指導課)……………

告示

○開発行為に関する工事を完了……………

……………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)……………

○大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出……………

……………(産業労働局商工部地域産業振興課)……………

○大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要……………(同)……………

告示

●東京都告示第六十九号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第八十六条

第一項の規定による認定をしたので、同条第八項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

令和四年一月二十五日

東京都知事 小池 百合子

一 対象区域の地名地番及び認定年月日

対象区域の地名地番

認定年月日

板橋区小茂根一丁目千五百九十五番 令和四年一月六

- 一、同番四、二千九百七十九番四、日
- 三千四番四、向原三丁目千三百四十一番二及び千三百四十六番一

二 認定計画書の縦覧場所  
東京都都市整備局市街地建築部建築指導課(東京都庁第二本庁舎三階中央)

公告

開発行為に関する工事を完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和四年一月二十五日

東京都多摩建築指導事務所長

浅井 勉

開発区域又は工区に  
含まれる地域の名称  
許可を受けた者の  
住所及び氏名

東久留米市南沢二丁目三十八番一、同番七及び同番八  
清瀬市元町一丁目八番二号  
有限会社立野産業  
代表取締役 篠宮 修

大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第五条第一項の規定により大規模小売店舗の新設について届出があったので、同条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べよう

とする者は、意見の内容を記載した書面に(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和四年一月二十五日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するよう提出してください。

令和四年一月二十五日

東京都知事 小池 百合子

(仮称)板橋区南町計画

板橋区南町二十一番一ほか

旗保全株式会社

中央区銀座四丁目四番五号

株式会社マルエツほか

氏名又は名称

新設をする日

令和四年九月八日

四千九百八十六平方メートル

店舗面積の合計

店舗南側ほか 二百六台

駐車場の位置及び収容台数

店舗南側ほか 五百四十台

駐輪場の位置及び収容台数

店舗内 百七十一平方メートル

荷さばき施設の位置及び面積

店舗内 二十六・五四立方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

小売業を行う者 二十四時間ほか

小売業を行う者の閉店時刻 二十四時間ほか

小売業を行う者の閉店時刻 二十四時間ほか

乗客が駐車場を利用することが 二十四時間

できる時間帯

十五 駐車場の自動車  
の出入口の数及  
び位置 三箇所 店舗南側ほか

十六 荷さばき施設に  
おいて荷さばき  
を行うことがで  
きる時間帯 午前六時から午後十一時まで

十七 届出日 令和四年一月七日

十八 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業  
振興課(新宿区西新宿二丁目八番  
一号)

十九 縦覧期間 令和四年一月二十五日から同年五  
月二十五日まで。ただし、東京都  
の休日に関する条例(平成元年東  
京都条例第十号)に定める休日を  
除く。

二十 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十  
分まで。ただし、正午から午後一  
時までを除く。

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要に  
ついて

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八  
条第一項の規定により大規模小売店舗の届出の公告に係る  
意見を聴取したので、同条第三項の規定により次のとおり  
意見の概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。

令和四年一月二十五日

東京都知事 小 池 百合子

一 店舗名 (仮称) ライフ西荻北五丁目計画

二 店舗所在地 杉並区西荻北五丁目百二十五番地ほか

三 設置者名 株式会社ライフコーポレーション

四 意見

ア 聴取者 杉並区長

イ 概要 意見なし

ウ 収受日 令和四年一月四日

五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課  
(新宿区西新宿二丁目八番一号)

六 縦覧期間 令和四年一月二十五日から同年二月二十  
五日まで。ただし、東京都の休日に関す  
る条例(平成元年東京都条例第十号)に  
定める休日を除く。  
七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。  
ただし、正午から午後一時までを除く。

発行  
東京都  
東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
号  
電話 〇三(五三三二)一一一一(代)

郵便番号  
163-8001

定価  
本号  
一箇月 六、六〇〇円  
(郵送料を含む) 三〇円

印刷所  
勝美印刷株式会社  
東京都文京区白山一丁目十三番七号  
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号  
113-0001

